

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

令和3年4月1日（木）施行

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし、取り組んでいます。

性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていくための条例を制定しました。

社会の共通認識を広げる

基本理念（第3条・第4条）

性的指向および性自認を理由とした不当な差別的取扱いだけでなく、カミングアウトの強制や、本人の意に反して暴露（アウトティング）することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定なものにしかねないものです。そういったリスクがあり、「してはいけない」ことであるということが、社会の共通認識となるよう、条例の基本理念で訓示的に明示しています。

社会全体で取り組む

責務・役割（第5条～第9条）

県の責務だけでなく、市町、教育に携わる者、県民、事業者の役割を定め、さまざまな主体が性の多様性に関して理解を深め、社会の共通理解を広げ、地域社会全体で取り組むこととしています。

総合的な環境づくりに努める

社会生活及び社会参加における対応（第15条）

性のあり方にかかわらず、人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう、県として、啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる環境づくりに努めます。

- （例）・相談窓口（電話相談 4月～月2回、
SNS相談 秋頃開始予定）
・パートナーシップ制度（9月開始予定）
・啓発（企業向けガイドラインなど）

性的指向：自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

性自認：自己の性別についての認識をいう。